

議員から提出され可決した発議

3月定例会で可決した発議は次のとおりです。

なお、意見書については、衆参両院議長、内閣総理大臣及び関係大臣へ送付しました。

●農業経営者に対する緊急対策を求める意見書について

●匠瑳市議会個人情報保護条例の制定について

●匠瑳市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

●専決処分事項の指定についての一部改正について

決議した意見書は次のとおりです。

農業経営者に対する緊急対策を求める意見書

昨今の物価高騰による農業経営の圧迫は目を見張るものがあります。特に農業資材、農業機械、燃料、肥料、飼料等々あらゆる価格が短期間に高騰し、農業経営に深刻な打撃をもたらしています。しかも生産コストの上昇分はすぐに農産物価格に反映されないため、農業経営者に重くのし

かかっている状況となっております。

特に米価の低迷による稲作農家の経営、飼料の高騰や鳥インフルの被害による畜産農家の経営は、破綻寸前にまで追い込まれています。また、コロナ禍で消費需要が減り、

価格が低迷している中で、このままでは農業を続けられないと離農する農家が続出しています。

現在、我が国における食料自給率は、30%台と低く、そのほとんどを輸入に頼っている状況であり、ウクライナ危機のような外的要因に対して極めて脆弱と言わざるを得ません。自国の食料自給率の向上は、国の食を安定的に守るという意味においては、まさに国防と何ら変わりはありません。今こそ、国内農産物の増産による食料自給率の向上は、喫緊の課題であり、国において農業者の苦境を緩和し、離農を食い止め、安定的な経営ができるよう、万全の対策をとることが急務となっております。

以上の趣旨から、農家の離

農を食い止め、安定的な営農ができるよう、また安心安全な国内生産ができるよう、次の事項を求めます。

1 国において、農業経営者に対し、農業資材、農業機械、燃料、肥料、飼料などの高騰による補償を含む緊急対策を実施すること。

2 我が国の主食である米の需給バランスに国が責任を持ち、安定的な生産者米価となるような政策を実施すること。

3 畜産、酪農、養鶏等の外国産との競争が激しいものについては、国が輸入に対して、一定の歯止めをかける等の保護政策を実施すること。

4 過度の農産物の輸入をやめ、国内自給率を引き上げていくための、予算を伴った長期にわたる抜本的な生産体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

行政視察

文教福祉常任委員会

文教福祉常任委員会では、3月13日（月）の委員会終了後、放課後児童クラブ（八日市場児童クラブ）において、児童クラブの運営状況等について視察しました。

